

# 第84回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2021年6月24日（木曜日）  
午前10時（開場午前9時15分）

## 場所

東京都千代田区大手町2丁目6-1  
朝日生命大手町ビル6階  
フクラシア東京ステーション  
D会議室  
(会場が昨年と異なっておりますので、ご注意願います。)

## 議案

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役2名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

## 目次

第84回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	9
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告	37

## 新型コロナウイルス (COVID-19) に関するお知らせ

- 新型コロナウイルス (COVID-19) が流行しておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク持参・着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。体調のすぐれない方、基礎疾患のある方、ご高齢の方、妊娠されている方等の株主様におかれましては、ご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。
- 運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- 現在、新型コロナウイルス感染症が今後どのように推移するか予断を許さない状況であり、新型コロナウイルスの感染拡大により、株主様の定時株主総会へのご出席が難しくなる恐れがあります。

上記の状況に鑑み、株主様には可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

本総会当日のお土産はお配りしておりません。  
ご理解賜りますようお願い申し上げます。





東邦化学工業株式会社

代表取締役社長 中崎 龍雄

## 第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年6月23日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### [書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が流行している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、**株主様には可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク持参・着用などの対策のご用意をお願い申し上げます。**併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1. 日時</b>	2021年6月24日（木曜日）午前10時				
<b>2. 場所</b>	東京都千代田区大手町2丁目6-1 朝日生命大手町ビル6階 <b>フクラシア東京ステーション D会議室</b> (会場が昨年と異なっております。詳しくは末尾の会場ご案内図をご参照ください。)				
<b>3. 目的事項</b>	<table border="0"> <tr> <td><b>報告事項</b></td> <td>           1. 第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）                事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件            2. 第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）                計算書類報告の件         </td> </tr> <tr> <td><b>決議事項</b></td> <td>           第1号議案 剰余金の処分の件            第2号議案 取締役2名選任の件            第3号議案 監査役1名選任の件         </td> </tr> </table>	<b>報告事項</b>	1. 第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件	<b>決議事項</b>	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役2名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件
<b>報告事項</b>	1. 第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件				
<b>決議事項</b>	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役2名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件				

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- 監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席されない場合

### ● 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

- 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取扱いいたします。
- 第2号議案で、一部の候補者の賛否を表示する場合  
⇒ 「賛」の欄に○印をし、除外する候補者の番号をご記入ください。

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時15分到着分まで

### ● インターネットによる議決権行使



4ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時15分まで

### 複数回にわたり行使された場合の議決権のお取扱い

複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。また、議決権行使書とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いします。なお、議決権行使書とインターネットによる行使が同日に到着した場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使としてお取扱いします。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

開催場所 フクラシア東京ステーション D会議室

※ 「招集ご通知」をご持参ください。



# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、配当の充実と内部留保の重視の両者をバランスさせていくことを利益配分の基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績等の状況を総合的に勘案した結果、2021年3月期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	▶	金 銭
② 配当財産の 割当てに関する事項 及びその総額	▶	当社普通株式1株につき……金15円 配当総額………319,920,150円
③ 剰余金の配当が 効力を生じる日	▶	2021年6月25日

## 第2号議案

## 取締役2名選任の件

取締役江藤俊幸、綾部収治の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

えとう としゆき  
江藤 俊幸

(1950年2月15日生)

所有する当社株式の数 | 38,500株



再任

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年11月 当社入社  
 1999年4月 当社生産本部千葉工場生産部長  
 2002年6月 当社生産本部追浜工場生産部長  
 2007年4月 当社生産本部千葉工場長  
 2007年6月 当社取締役  
 2011年4月 当社生産本部副本部長  
 2014年6月 当社常務取締役（現任）  
 2014年6月 当社生産本部長（現任）  
 2014年6月 当社購買部門担当（現任）

[重要な兼職の状況]

東邦化学（上海）有限公司董事長

## 選任理由

長きにわたり国内外の主要工場の要職を歴任し、安定的かつ安全な操業を推進するとともに、生産本部長としてその強いリーダーシップを発揮し、全社的な最適生産体制の構築にも尽力してまいりました。これらの実績とこれまでの豊富な経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



再任

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2004年4月	株式会社みずほコーポレート銀行不動産ファイナンス営業部長
2007年4月	同行執行役員営業第十七部長
2009年4月	同行常務執行役員営業担当役員
2011年3月	昭栄株式会社（現ヒューリック株式会社）取締役専務執行役員
2012年6月	芙蓉総合リース株式会社専務取締役専務執行役員
2014年6月	同社代表取締役専務
2015年6月	みずほファクター株式会社代表取締役社長
2019年6月	当社取締役（現任）

## 選任理由及び期待される役割の概要

長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、またこれまで他の会社の取締役を歴任され、企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当社取締役会及び各委員会（役員人事諮問委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会）において当該視点から積極的な発言をいただいております。当社の取締役会における意思決定の透明性確保並びに取締役会の監督機能の強化を図る上で適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 綾部収治氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 綾部収治氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、現在、社外取締役である綾部収治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、綾部収治氏との間において、会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を責任限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏の選任が承認された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることについて生ずることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 綾部収治氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
8. 綾部収治氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
9. 綾部収治氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 綾部収治氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。

## 第3号議案

## 監査役1名選任の件

監査役大熊道男氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

た な か よ し お  
**田中 祥雄**

(1955年9月8日生)

所有する当社株式の数 | 12,900株



新任

## 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社  
2004年 4月 当社情報管理部次長  
2006年 4月 当社内部監査室長代理  
2008年 8月 当社内部監査室長（現任）

## 選任理由

入社以来、研究開発・経営企画・情報管理・内部監査部門の業務を経験し、特に内部監査部門では内部監査室長兼コンプライアンス・リスク管理委員会委員・事務局長として当社の内部統制システムの構築及びその運用を牽引してまいりました。これらの幅広い業務経験を通じてメーカーのリスク管理等に精通していることから、当社の取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会に対する監査機能の強化を図る上で適任と判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、田中祥雄氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることについて生ずることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(添付書類)

# 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国内外の経済活動の停滞により、第1四半期から景気が急速に悪化しました。その後は社会経済活動が徐々に再開し、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せず、当面は、不透明で厳しい環境が続くと予想されます。

化学業界におきましても、第1四半期から自動車をはじめとする多くの産業分野で需要が減少し、事業環境は悪化しました。半導体関連材料など堅調な需要を維持している分野もありますが、コロナ禍以前の水準への需要回復にはなお時間を要する産業分野も多く、また、復調が期待された自動車生産においては半導体不足による減産の影響が懸念されます。加えて、中国経済の回復等により原料価格に上昇の動きがみられ、本格的な需要回復に先行して原料調達コストが増加することによる収益への悪影響が懸念されます。

このような厳しい経営環境下、当社グループにおいても自動車市場向け製品をはじめ、幅広い分野にわたって需要が落ち込みましたが、製品の販売状況は第1四半期を底に、その後は次第に回復し、下半期の売上高は前年同期を若干上回る水準まで回復しました。しかしながら、上半期が前年同期比10.0%の大幅な減収であったことから、当連結会計年度の売上高は、前期比1,505百万円、3.6%減収の40,649百万円となりました。

損益面につきましては、大幅な売上の減少による収益の悪化に加え、原材料価格の急落に伴って第1四半期に計上した在庫評価損(517百万円)及びたな卸資産の評価方法の変更に伴う損益へのマイナス影響(143百万円)もあり、当連結会計年度の営業利益は前期比619百万円減益の1,386百万円、経常利益は前期比254百万円減益の1,425百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比373百万円減益の1,005百万円となりました。

	第83期 (2020年3月期)	第84期 (2021年3月期)	前期比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	増減額(百万円)	増減率(%)
売上高	42,155	40,649	△1,505	△3.6
営業利益	2,006	1,386	△619	△30.9
経常利益	1,679	1,425	△254	△15.1
親会社株主に帰属する当期純利益	1,378	1,005	△373	△27.1

セグメント別の状況は次のとおりです。

## 界面活性剤

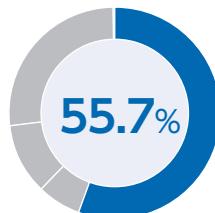
売上高

**226億69百万円** (前期比2.2%減) ▼

セグメント利益

**9億48百万円**

売上高構成比



売上高



セグメント利益



香粧原料は、インバウンド需要の急減や外出自粛等の影響により、スキンケア、サンケア製品向け基剤や美容室用ヘアケア製品向け基剤などが低調であった一方、一般洗浄剤は、家庭用台所洗剤向けが好調であったことや、前期にあった大口ユーザーからの洗濯洗剤向けの一時的な需要減少が今期はなかったことから販売が堅調で、全体としては僅かに増収となりました。プラスチック用添加剤は、主力の帯電防止剤や乳化重合剤が下期に持ち直したものの、農業フィルム用防曇剤等が落ち込み減収となりました。土木建築用薬剤は、生コンクリート市場の低迷に伴い、コンクリート用関連薬剤等が振るわず減収となりま

した。農薬助剤は、国内外ともに販売が好調で、大幅な増収となりました。繊維助剤は、中国での販売は堅調を維持したものの国内販売が振るわず減収となりました。紙パルプ用薬剤は、ペーパーレス化の進展や広告チラシの減少等による紙需要の減少に伴い、消泡剤や脱墨剤が低調で減収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比512百万円、2.2%減収の22,669百万円となり、セグメント利益は、前期比309百万円減益の948百万円となりました。なお、セグメント利益の中には在庫評価損299百万円が含まれております。

## 樹脂

売上高

**26億78百万円** (前期比12.5%減) ▼

セグメント利益

**24百万円**

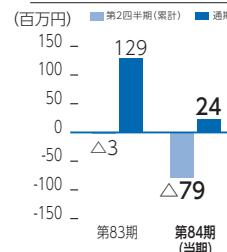
売上高構成比



売上高



セグメント利益



石油樹脂は、大口ユーザーでの生産調整を主因に減収となりました。合成樹脂は、コロナ禍の影響により業務用冷蔵庫の需要が落ち込んだため、冷蔵機器用断熱ウレタンフォーム原液が不振であったことなどから減収となりました。樹脂エマルジョンは、飲食店をはじめとする店舗の休業が増えたことにより、業務用フローアポリッシュ向けが低調で減

収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比382百万円、12.5%減収の2,678百万円となり、セグメント利益は、前期比105百万円減益の24百万円となりました。なお、セグメント利益の中には在庫評価損19百万円が含まれております。

## 化 成 品

売上高

**44億55百万円** (前期比11.9%減) 

セグメント利益

**76百万円**

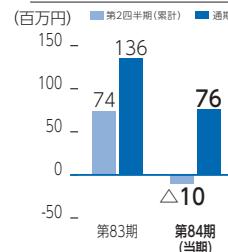
売上高構成比



売上高



セグメント利益



合成ゴム・ABS樹脂用ロジン系乳化重合剤は、国内外ともに自動車関連需要が落ち込み、減収となりました。金属加工油剤は、水溶性切削油剤の大口ユーザ向け販売が低調で、減収となりました。石油添加剤は、脱蝕助剤等が国内外ともに不振で大幅な減収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比604百万円、11.9%減収の4,455百万円となり、セグメント利益は、前期比59百万円減益の76百万円となりました。なお、セグメント利益の中には在庫評価損52百万円が含まれております。

## スペシャリティーケミカル

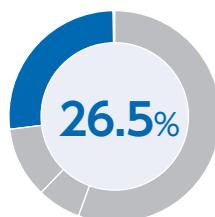
売上高

**107億65百万円** (前期比0.02%減) 

セグメント利益

**3億20百万円**

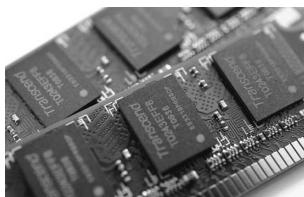
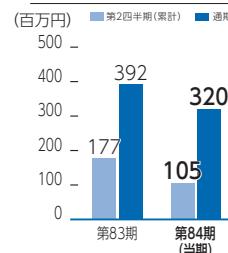
売上高構成比



売上高



セグメント利益



溶剤は、自動車生産の減少に伴うブレーキ液基剤の販売の落ち込みを主因に減収となりました。電子情報産業用の微細加工用樹脂は、テレワークの普及に伴う通信インフラの整備や5Gの商用化等により半導体関連の需要が拡大し、増収となりました。アクリレートは、国内において外出自粛等の影響でボディケア用品向けの需要が落ち込んだこと、また中国市場では新型コロナウイルスの影響で電子情報材料関連の

需要が落ち込み、下期は回復に転じたものの、そのペースが鈍かったことから減収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比2百万円、0.02%減収の10,765百万円となり、セグメント利益は、前期比71百万円減益の320百万円となりました。なお、セグメント利益の中には在庫評価損143百万円が含まれております。

〈その他〉売上高 **81百万円** (売上高構成比0.2%)  
セグメント損失 **1百万円**

\* 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境調査測定・分析及び物流倉庫業務等を含んでおります。  
\* セグメント利益は、連結損益計算書計上額の営業利益と調整（当連結会計年度は18百万円）を行っております。  
\* セグメント利益の調整額18百万円には、棚卸資産の調整額4百万円等が含まれております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、リースを含め、51億40百万円であります。

- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備
  - 当社 追浜工場 香粧原料用ポリマー増産対応工事
  - 当社 本社 基幹システム (ERP) 更新
  - 東邦化学 (上海) 有限公司 第2期生産設備等増設工事
- ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
  - 当社 千葉工場 電子材料用樹脂製造所建設
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当社グループでは、当連結会計年度におきまして以下のとおり社債発行を行い、総額で8億円の資金調達を実施いたしました。

(社債の明細)

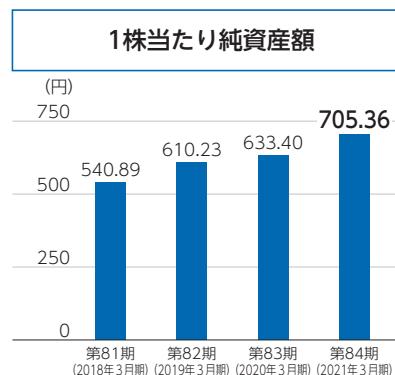
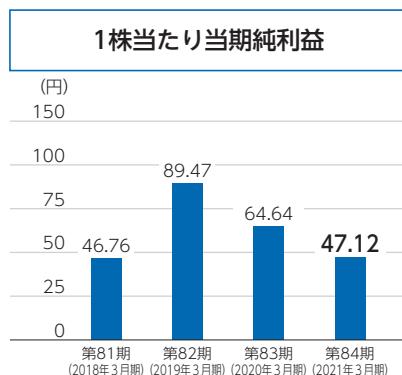
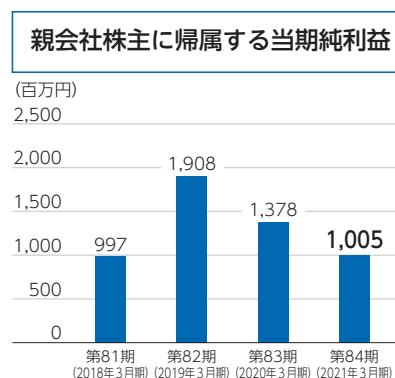
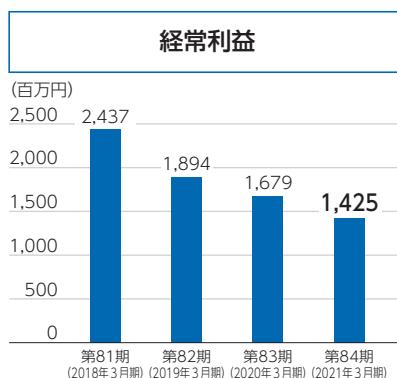
会社名	社債の名称	発行年月日	発行金額 (百万円)	利 率 (%)	償還期限
東邦化学工業株式会社	第42回無担保社債 三井住友信託銀行(株)保証付及び 適格機関投資家限定	2021年 2月22日	800	0.855	2026年 2月27日

## (2) 財産及び損益の状況

区分		第81期 (2018年3月期)	第82期 (2019年3月期)	第83期 (2020年3月期)	第84期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	42,762	45,294	42,155	40,649
経常利益	(百万円)	2,437	1,894	1,679	1,425
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	997	1,908	1,378	1,005
1株当たり当期純利益	(円)	46.76	89.47	64.64	47.12
総資産	(百万円)	49,814	52,407	53,298	58,416
純資産	(百万円)	11,613	13,089	13,580	15,121
1株当たり純資産額	(円)	540.89	610.23	633.40	705.36

(注) 1. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

2. 百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。



### (3) 重要な子会社の状況

#### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
近代化学工業株式会社	120百万円	100%	界面活性剤の製造
株式会社横須賀環境技術センター	10百万円	100%	環境調査測定・分析業務
懐集東邦化学有限公司	590万米ドル	91.63%	化成品の製造・販売
東邦化貿易（上海）有限公司	100百万円	100%	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシャリティケミカル等の販売
東邦化学（上海）有限公司	5,185万米ドル	100%	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシャリティケミカル等の製造

(注) 東邦化学倉庫株式会社は、2020年7月1日をもって当社に吸収合併いたしました。

#### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2019年度を初年度とする新三カ年中期経営計画（以下、「新中計」）に取り組んでおります。本計画の数値目標と重要課題につきましては、以下のとおりです。

<2019年度及び2020年度の実績と新中計最終年度（2021年度）の数値目標（連結ベース）>

	2021年度計画	2019年度実績	2020年度実績
売上高	510億円	421億円	406億円
営業利益	30億円	20億円	13億円
売上高営業利益率	5.9%	4.8%	3.4%
純資産額	170億円	135億円	151億円
自己資本比率	27.0%	25.3%	25.8%
ROE	10%以上	10.4%	7.0%
1株当たり配当額	20円	15円	15円

<最重要課題>

- ①東邦化学（上海）有限公司の黒字化と第2期増設工事稼働後の事業を軌道に乗せる
- ②生産性の改善
- ③人材育成と全社の意識改革

<その他重要課題>

- ①電子情報産業向け需要増への増産体制の構築
- ②最適生産体制の構築
- ③海外市場開発
- ④高機能・高付加価値製品の開発テーマの実績化
- ⑤次期基幹システム（ERP）導入と業務改善の推進

新中計の2年目となる当連結会計年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による需給環境の悪化を主因として、上半期の売上高は前年同期比10.0%の大幅な減収となりました。需給環境は、第1四半期を底に次第に回復に向かい、下半期の売上高は、前年同期を若干上回る水準まで持ち直しましたが、通期では前期比15億円、3.6%の減収となりました。利益面では、売上の減少による収益の悪化に加え、原材料価格の急落に伴って第1四半期に計上した在庫評価損（517百万円）及びたな卸資産の評価方法の変更に伴う損益へのマイナス影響（143百万円）もあり、大幅な減益となりました。

新中計の最終年度となる2021年度は、ワクチン接種の開始や国内外の財政・金融政策の効果等により、2020年度と比較すると国内経済は上向きものと予想しますが、感染防止のための外出自粛や海外との往来における制約等、社会経済活動への影響は続いており、また変異ウイルス感染拡大の懸念もあり、コロナ禍以前の水準への回復は2022年度以降に持ち越されるものと考えております。一方、中国経済の回復等により原料価格に上昇の動きが見られ、本格的な需要回復に先行して原料調達コストが増加することによる収益への悪影響が懸念されます。

2021年度もこのような極めて厳しい環境下であり、新中計に掲げた最終年度の数値目標達成は困難な状況にありますが、少しでもこの数値目標に近づけるよう、そして1年でも早くこの水準に達するよう、引き続き新中計に掲げた最重要課題及びその他重要課題に取り組んでまいります。

最重要課題の1つである東邦化学（上海）有限公司については、2020年度は、繊維助剤や紙パルプ助剤等が増収となりましたが、一方でアクリレートは新型コロナウイルスの影響によって需要が落ち込み、下期は回復に転じたものの、そのペースが鈍かったことから減収となりました。また、親会社向けに販売している溶剤の生産を減らしたこともあり、売上高は前期比1.0%の減収となりました。利益面については、第2期増設設備の稼働に伴う減価償却費の増加により、営業利益は前期比減益となったものの黒字は確保し、経常利益は為替差益の発生もあって創業来初の黒字化を果たしました。同社に関しては、2021年5月6日付け「当社連結子会社に対する行政処分について」でお知らせいたしましたとおり、2021年4月30日に中国当局から生産停止命令を受けました。当面は、同社における生産活動をできる限り早期に再開できるよう、当局の指摘事項への対応に全力を挙げて取り組んでまいります。また、生産活動再開後、第2期増設設備の稼働率が速やかに向上するよう、中国市場開拓の一層の強化、開発案件の早期実績化等を進め、当社グループの収益拡大に貢献するための基盤を固めてまいります。

国内においては、生産性向上や省人化への取り組みを最重要課題として進めております。既存製品の製造方法の見直しや工程合理化が、香粧原料や石油添加剤、電子情報産業用の微細加工用樹脂、農薬助剤等で成果を挙げており、好事例については同種の製品への横展開を進めております。また、必要な設備への投資も順次進めており、来期以降もこの動きを継続し、強化してまいります。

人材育成と意識改革については、生産性改善や開発テーマの実績化、新規市場開拓等の成功体験を通じて各社員の意識改革につなげる取り組みや、適材適所の観点からの人事ローテーションの活発化等に継続的に取り組んでまいります。「採算（損益）・生産性（省人化）・（市場での）競争・スピード・人材育成」をキーワードとし、それらに高い意識を持つリーダー及びリーダー候補を育てることに注力してまいります。

電子情報産業向け需要増への増産体制の構築については、千葉工場における新プラント建設工事が2020年5月より始まり、2021年年末の完成を予定しております。併せて、十分な人的資源の確保を図るべく、既存プラントにおける省人化を進め、人員の配置転換を進めます。

最適生産体制の構築については、各生産拠点の生産能力や生産コスト等の諸条件を考慮し、どの工場でのどの製品を生産するのが最適かを適宜見直し、国内工場のみならず、東邦化学（上海）有限公司も含め、BCP対策も考慮に入れながら生産移管等を進めております。また、生産の最適化のために必要な設備投資も積極的に進めております。今後

は、東邦化学（上海）有限公司の第2期増設設備も含めた最適生産体制の構築を進めてまいります。

海外市場開発については、東邦化学（上海）有限公司の生産活動再開後における第2期増設設備の早期稼働率向上に向け、当社グループの総力を挙げて取り組んでまいります。アクリレート、香料原料、土木建築用薬剤、繊維助剤、石油添加剤、合成樹脂等を中心に市場開発を進めております。現在は海外諸国における入国制限・行動制限等、営業活動への制約もありますが、その間も海外市場向け製品の研究開発を進める等、コロナ禍収束後の挽回を図ってまいります。

高機能・高付加価値製品の開発テーマの実績化については、土木建築用薬剤や溶剤、電子情報産業用の微細加工用樹脂、合成樹脂等で実績化に至った案件があるほか、プラスチック用添加剤や石油添加剤等でも開発テーマが着実に進捗しており、早期の収益化を図ってまいります。

次期基幹システム（ERP）導入については、2020年5月より運用を開始いたしました。導入に際しては特筆すべき問題の発生はなく、安定的な運用が行われております。今後は活用のフェーズに進み、経営資源に係る情報の可視化とそのスピードアップを進め、経営の意思決定の迅速化につなげることで、導入効果を実現してまいります。

東邦化学（上海）有限公司に対する行政処分につきましては、株主の皆様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。同社は、2013年の操業開始以来、安全生産への対応を最優先として取り組み、生産設備導入時には関係当局が設けた安全条件や法規制を遵守するよう、細心の注意を払って事業を進めてまいりましたが、政府の安全面における要求水準の変化を踏まえた対応が十分ではなく、このような処分を受けるに至りました。同社の今回の処分を厳粛に受け止め、早急に指摘事項への対応を行い、法令遵守と再発防止の徹底を図るとともに、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

当社においては、現時点では、新型コロナウイルスの社内感染により、事業運営に支障をきたす事態は発生しておりません。引き続き、社内の感染対策徹底により事業の停滞を回避しつつ、収束後のV字回復に向けた足場を固めるべく、上記の課題に全力で取り組んでまいります。

**(5) 主要な事業内容** (2021年3月31日現在)

当社グループは、化学工業製品事業として、界面活性剤、樹脂、化成品、スペシャリティーケミカル等の製造・販売を主たる業務としております。

製品分野	主要な製品
界面活性剤	香粧原料、プラスチック用添加剤、土木建築用薬剤、紙パルプ用薬剤、農薬助剤、繊維助剤等
樹脂	合成樹脂、石油樹脂、樹脂エマルジョン等
化成品	ロジン系乳化重合剤、石油添加剤、金属加工油剤等
スペシャリティーケミカル	溶剤、電子情報産業用の微細加工用樹脂、アクリレート等

**(6) 主要な事業所** (2021年3月31日現在)

企業名	事業所名		所在地
東邦化学工業株式会社	本社		東京都中央区
	支店	大阪 名古屋	大阪市中央区 名古屋市中区
	工場	追分 千代田 四日市 鹿島	神奈川県横須賀市 千葉県袖ヶ浦市 三重県四日市市 茨城県神栖市
近代化学工業株式会社	本社		大阪市東淀川区
懐集東邦化学有限公司	本社		中国広東省肇慶市
東邦化貿易(上海)有限公司	本社		中国上海市
東邦化学(上海)有限公司	本社		中国上海市

## (7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
界面活性剤	417名	43名
樹脂	60名	1名
化成製品	118名	1名
スペシャリティーケミカル	208名	14名
その他	8名	△8名
全社(共通)	29名	△2名
合計	840名	49名

(注) 従業員数には、嘱託等(37名)を含めておりません。

### ② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
661名	42名	39.4歳	15.7年

(注) 従業員数には、嘱託等(29名)を含めておりません。

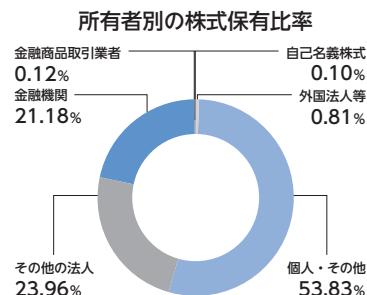
## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,409百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,091百万円
株式会社みずほ銀行	3,114百万円

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 85,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,350,000株 (自己株式21,990株を含む)
- ③ 株主数 6,459名
- ④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
東邦化学工業取引会社持株会	3,457千株	16.21%
中崎龍雄	2,528千株	11.85%
株式会社日本カスタディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	1,390千株	6.51%
三井物産株式会社	1,233千株	5.78%
株式会社三井住友銀行	1,065千株	4.99%
東邦化学工業従業員持株会	943千株	4.42%
三井住友信託銀行株式会社	675千株	3.16%
三井住友海上火災保険株式会社	550千株	2.57%
丸紅株式会社	503千株	2.36%
株式会社管野商事	302千株	1.41%

(注) 持株比率は自己株式 (21,990株) を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状態

### ① 取締役及び監査役の状態（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	中崎 龍雄	内部監査室担当、経営企画本部長
常務取締役	江藤 俊幸	購買部門担当、生産本部長、東邦化学（上海）有限公司董事長
常務取締役	井上 豊	情報管理部門担当、総務本部長 兼 経理本部長
常務取締役	永岡 幹人	事業本部長 兼 香料原料事業部長 兼 大阪支店長、東邦化貿易（上海）有限公司董事長、東邦化学タイランド株式会社代表取締役社長
取締役	脇田 雅元	生産本部副本部長 兼 千葉工場長
取締役	中野 憲一	研究開発本部副本部長 兼 追浜研究所長
取締役	下田 晴久	事業本部副本部長 兼 スペシャルティークミカルズ事業部長
取締役	池田 亮	研究開発本部副本部長 兼 千葉研究所長
取締役	野村 公喜	
取締役	綾部 収治	
常勤監査役	大熊 道男	
常勤監査役	越智 英隆	
監査役	山本 一郎	株式会社ナルミヤ・インターナショナル常勤監査役

- (注) 1. 2020年6月25日開催の第83回定時株主総会において、新たに下田晴久、池田亮の両氏は取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役野村公喜氏及び綾部収治氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 常勤監査役越智英隆氏及び監査役山本一郎氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 常勤監査役越智英隆氏及び監査役山本一郎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役馬場俊秀氏は、2020年6月25日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

## ④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、常務取締役以上の取締役及び社外取締役からなる任意の役員人事諮問委員会において、取締役の報酬決定基準と業績加算及び同減算の方法に関する方針案を策定し、これを取締役会で決定しております。

その概要は下記のとおりです。

(イ) 取締役の報酬基準額を役職ごとに定め、2020年7月以降適用する。

(ロ) 社外取締役を除く取締役について、業績加算部分を新たに設け、第84期(自2020年4月1日至2021年3月31日)事業年度の業績評価より実施する。役職ごとに加算比率の上限を設定し、取締役ごとに当社業績、担当部門・部署の業績並びに業績への貢献度を基に加算比率を決定し、報酬基準額に加算比率を乗じて業績加算額を算出する。併せて、役職ごとに減算比率の上限を設定し、会社業績が著しく悪化した場合は、取締役ごとに減算比率を決定し、報酬基準額に減算比率を乗じた額を報酬基準額から減算する。具体的な評価基準の概要は次のとおり。

- a.業績等の達成度合いに応じて7ランクの評価基準を設け、ランク別、役職別に業績加算比率、同減算比率を設定。
- b.まず、会社全体の評価ランクを、中期経営計画の数値目標と重要課題の達成状況を中心に、年度計画の達成状況、及び市場環境も加味した総合的な評価により決定する。
- c.各役員の評価ランク案は、代表取締役が策定する。評価にあたっては、各役員の中期経営計画や年度計画の達成状況への貢献度に応じ、会社全体の評価ランクにランクアップ・ダウンの調整を行う。但し、代表取締役の評価ランクは、原則会社全体の評価ランクを適用する。

d.代表取締役は、策定した評価案を役員人事諮問委員会において協議のうえ、取締役会に諮り承認を得る。

(ハ) 報酬の時期及び支払方法は、株主総会終了後の毎年7月より固定報酬に前年度分の業績連動報酬分を加味し、年間報酬額の1/12を月例の新報酬として支給する。

(ニ) 役員報酬に係る決定方針において定めた内容とは別に、業績の著しい悪化又はその恐れや重大事故の発生あるいは重大なコンプライアンス違反等、取締役の報酬等の支給期間中であっても見直しが必要と判断されるような事由に該当する場合は、その対応について取締役会にて審議し決定する。

#### **ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役の報酬限度額は、1988年12月16日開催の第51回定時株主総会において月額20百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は20名以内)と決議されており、また、監査役の報酬限度額は、月額4百万円以内(定款で定める監査役の員数は4名以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名、監査役の員数は3名です。

#### **ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由**

取締役の報酬等については、常務取締役以上の取締役及び社外取締役からなる役員人事諮問委員会において、株主総会決議による報酬総額の限度内で、役職ごとの報酬基準額をもとに経営の内容や業績、担当部門の成績、経済情勢等を考慮した役員報酬案を作成し、取締役会の決議により決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

#### **二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項**

当社においては、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容を決定しており、当該事項はございません。

## ホ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の人数 (名)
		基本報酬			賞 与	非金銭報酬等	
		固定部分	業績連 動部分	小 計			
取締役	96	96	—	96	—	—	11
うち社外取締役	(14)	(14)	—	(14)	—	—	(2)
監査役	33	33	—	33	—	—	3
うち社外監査役	(19)	(19)	—	(19)	—	—	(2)
合計	129	129	—	129	—	—	14
うち社外役員	(33)	(33)	—	(33)	—	—	(4)

(注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2.業績連動報酬については上記イ.記載のとおりです。  
3.非金銭報酬等はありません。

## ⑤ 社外役員に関する事項

## イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役山本一郎氏は、株式会社ナルミヤ・インターナショナル常勤監査役を兼務しております。なお、当社と当社との間には特別な利害関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

## (イ) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (16回開催)		監査役会 (15回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 野村 公喜	16回/16回	100%	—	—
取締役 綾部 収治	16回/16回	100%	—	—
監査役 越智 英隆	16回/16回	100%	15回/15回	100%
監査役 山本 一郎	16回/16回	100%	15回/15回	100%

#### (ロ) 取締役会及び監査役会における発言状況等

野村公喜、綾部収治の両氏は社外取締役として、越智英隆、山本一郎の両氏は社外監査役として、主に外部企業経験の見地からの質問や意見を述べるなど、取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において越智英隆、山本一郎の両氏は、これまでの経験も踏まえ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を随時行っております。

#### (ハ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	野村 公喜	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事諮問委員会委員及びコンプライアンス・リスク管理委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
社外取締役	綾部 収治	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事諮問委員会委員及びコンプライアンス・リスク管理委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人  
 ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由  
 当社監査役会は、当該事業年度の監査計画の監査日数、監査チーム体制等に基づき提示された会計監査人の報酬金額について、前事業年度との比較、監査内容の変更点等を勘案した結果、妥当であると判断いたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 内部統制システム構築の基本方針

#### 1. コーポレートガバナンス体制

当社は、東京証券取引所有価証券上場規程等に基づき、コーポレートガバナンス・コードに対応するための方針を定め、以下のとおり、当社及びグループ各社のコーポレートガバナンス体制の整備を図る。

- (1) 当社取締役及び監査役は、取締役会が決議した役員選定基準に基づき、常務以上の取締役及び社外取締役で構成する役員人事諮問委員会が、その職務を果たすに相応しい資質を有する候補者を選定し、取締役会での審議（監査役は監査役会の同意が前提）を経て、株主総会決議で承認される体制である。
- (2) 当社取締役は、法令、定款、取締役会規則に基づき、毎月開催する定時取締役会、適宜開催する臨時取締役会で、当社及びグループ各社の職務執行状況について報告を受け、重要な経営判断について審議し決定する。
- (3) 当社取締役会は、複数の社外取締役（独立役員）を選任することにより、取締役の職務執行状況の監視・監督機能の強化を図り、意思決定の透明性・客観性を確保する。
- (4) 当社監査役は、法令・定款・監査役会規則に基づき、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査する。
- (5) 当社監査役会は、過半数を社外監査役（独立役員）で構成しており、公正・公平な視点で監査を行う体制である。
- (6) 当社取締役会は、毎期、当社及びグループ各社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について検証を行い、本基本方針の見直しを含め、必要に応じた対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。

#### 2. 当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ各社は、職務を遂行する上で遵守すべき基本的事項を定めた行動規範を策定するとともに携帯カードにして全従業員に配布し、その周知徹底を図る。
- (2) 当社は、代表取締役社長が委員長を務め、各部門を所管する取締役及び社外取締役等で構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及びグループ各社の役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備を図る。
- (3) 当社は、当社及びグループ各社の役員及び従業員が内部統制上の不備やコンプライアンス違反行為、ハラスメント等を発見したときに通報・相談できる窓口として、通常の報告ルートとは別に、ヘルプラインを設置する。
- (4) 当社及びグループ各社は、行動規範の中で反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、決して不正な要求には応じないとの基本姿勢を定めており、その周知徹底を図るとともに、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、法令・定款・取締役会規則・稟議規程・情報管理規程等に基づき、取締役会議事録・稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報について、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 当社は、これら情報を保存及び管理する体制を適時見直し、改善を図る。

### 4. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理規程に基づき、当社及びグループ各社の損失の危険に対処する体制等を整備する。
- (2) 当社は、当社及びグループ各社の損失の危険を横断的に管理する組織として、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社各部門が每期設定する損失の危険等に対処する課題の進捗状況を管理することで、その着実な運用を図る。

### 5. 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、毎月定時取締役会を開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業運営を図る。
- (2) 当社取締役会は、執行役員規程に基づき執行役員を選任する。業務執行取締役及び執行役員は、執行役員会を原則として月2回開催し、取締役会における決議・報告事項の周知並びに業務執行に係る連絡・討議を行う。
- (3) 当社は、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに単年度計画を立案し、全社的な目標を明確化する。
- (4) 当社各部門及びグループ各社は、前号で定めた中期経営計画、単年度計画に沿った具体的な施策を策定し、効率的な職務執行を図る。
- (5) 当社は、経営・事業目標の効率的な達成を図るため、部長職以上並びに当社グループ各社長が参加する全社会議、事業分野別の分野会議を半期ごとに開催する。

### 6. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ各社の取締役（董事）や監査役（監事）に、当社役員又は従業員を派遣することで、グループ各社の管理体制の強化を図る。
- (2) 当社は、関連子会社管理規程に基づき、当社各部門の役割やグループ各社への支援体制を明確化し、当社及びグループ各社の業務の適正を確保する。
- (3) 当社は、組織並びに業務分掌規程に基づき、当社当該部門が総務・経理・情報管理などの専門性が高い業務について、グループ各社を支援・助言する体制である。
- (4) 当社は、グループ各社の重要な決定事項を、当社取締役会の承認事項・報告事項と定めている。
- (5) 当社は、当社グループ会社間の取引を行うに当たって、法令その他社会規範等に照らし、適切な運用を行う。
- (6) 当社内部監査室は、当社及びグループ各社をモニタリングし、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会、又は必要に応じて当社及びグループ各社の取締役会に報告する。

### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社は、内部監査室員又は総務部員が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する体制である。

## 8. 前項の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務の補助に携わる前項の従業員の任命・異動等、人事権に係る事項を決定する場合には、監査役会の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- (2) 当社は、前項の従業員が監査役の職務の補助に携わる際には、監査役の指揮命令下に置くものとし、そのことを役員及び従業員に周知することで、監査役の指示の実効性を確保する。

## 9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 当社及びグループ各社の役員及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- (2) 当社及びグループ各社の役員及び従業員は、法令・定款に違反する行為、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会事務局長は、リスク管理規程に基づき、同委員会及び事務局が把握したリスク情報を監査役に報告する。
- (4) 当社内部監査室は、内部監査、内部統制評価の結果を遅滞なく監査役に報告する。
- (5) 当社及びグループ各社の役員及び従業員が、経営層が関与する不正やその他不適切な行為を知ったとき、或いはその疑いを持ったときは、内部監査室或いは監査役に報告する。なお、内部監査室が報告を受けたときは、直ちに監査役に報告する。

## 10. 上記報告を行った者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びグループ各社の役員・従業員等が、監査役に相談・報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (2) 当社は、通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取り扱いを行わないこと、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じること、更に通報者に不利益な取扱いが行われた場合は同行為を行った関係者を処分することをコンプライアンス・ヘルプライン規程に定めるとともに、当社及びグループ各社の役員・従業員等に周知徹底する。

## 11. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役の通常の職務執行で生ずる費用に関して、監査計画に基づき予算を計上し、経費支払を行う。
- (2) 当社は、前号以外で監査役が特別にその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## 12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 当社監査役は、取締役会・全社会議・コンプライアンス・リスク管理委員会及びグループ各社の取締役会（董事会）等の会議へ出席し、重要な意思決定の過程を監査する。
- (2) 当社監査役は、当社各拠点やグループ各社の往査を行い、当社及びグループ各社の取締役の職務の執行状況を監査する。

- (3) 当社監査役は、稟議書等の決裁書類やその他重要な報告書等を閲覧することができる。
- (4) 当社監査役は、代表取締役社長・内部監査室・会計監査人と定期的に意見交換する機会を設ける。

### 13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、行動規範で、企業情報の適時・適切な開示の重要性を明確化しており、信頼性ある財務報告の重要性を役員及び従業員共通の認識としている。
- (2) 当社及びグループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、必要十分な内部統制を整備し、運用する。
- (3) 当社内部監査室は、当社及びグループ各社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価する。その結果はコンプライアンス・リスク管理委員会・取締役会・監査役会に報告し、是正を図る体制である。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当期は、12回の定時取締役会、4回の臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行い、当社及び各子会社の職務執行状況について報告を受けております。取締役会には、2名の社外取締役、3名の監査役が出席しており、意思決定の透明性・客観性を確保するとともに、取締役の職務執行状況を監査しております。
- ② 当期は、コンプライアンス・リスク管理委員会を3回、委員会事務局会を10回開催し、子会社を含めた企業集団のリスク情報を共有し対応を図っております。委員会及び事務局会には、常勤監査役も出席しており、その執行状況を監査しております。
- ③ 各子会社を所管する部門は、「組織並びに業務分掌規程」で明確化しており、「関連子会社管理規程」に基づき管理しております。
- ④ 当社各部門は、「内部統制システム構築の基本方針」への対応として、所管する子会社への対応を含めた課題を每期設定し、その進捗状況をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。なお、今期は新型コロナウイルス対策を各部門共通の課題に設定いたしました。
- ⑤ 内部監査室は、每期コンプライアンス・リスク管理委員会が定める「財務報告に係る内部統制の評価方針」に基づき、当社グループの内部統制の整備状況を評価しております。評価結果は、適時コンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に報告しており、2020年度はこれまでのところ「開示すべき重要な不備」は確認しておりません。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>30,926</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,588</b>
現金及び預金	9,285	支払手形及び買掛金	7,517
受取手形及び売掛金	10,918	短期借入金	7,104
商品及び製品	7,476	1年内償還予定の社債	300
原材料及び貯蔵品	2,299	リース債務	392
その他	952	未払法人税等	236
貸倒引当金	△5	賞与引当金	539
		その他	4,498
<b>固定資産</b>	<b>27,490</b>	<b>固定負債</b>	<b>22,706</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>21,283</b>	社債	3,200
建物及び構築物	9,587	長期借入金	12,104
機械装置及び運搬具	4,306	リース債務	1,486
土地	3,145	繰延税金負債	60
リース資産	1,572	退職給付に係る負債	5,642
建設仮勘定	2,022	資産除去債務	65
その他	648	その他	147
<b>無形固定資産</b>	<b>1,172</b>	<b>負債合計</b>	<b>43,295</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,033</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	3,467	<b>株主資本</b>	<b>12,886</b>
繰延税金資産	1,332	資本金	1,755
その他	248	資本剰余金	896
貸倒引当金	△14	利益剰余金	10,240
<b>資産合計</b>	<b>58,416</b>	自己株式	△6
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,157</b>
		その他有価証券評価差額金	1,653
		為替換算調整勘定	833
		退職給付に係る調整累計額	△329
		<b>非支配株主持分</b>	<b>77</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>15,121</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>58,416</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	40,649
売上原価	34,003
売上総利益	6,646
販売費及び一般管理費	5,259
営業利益	1,386
営業外収益	358
受取利息	9
受取配当金	78
為替差益	121
受取保険金	2
物品売却益	40
その他	105
営業外費用	319
支払利息	220
手形売却損	35
その他	64
経常利益	1,425
特別利益	37
投資有価証券売却益	37
特別損失	92
固定資産廃棄損	86
投資有価証券評価損	5
税金等調整前当期純利益	1,369
法人税、住民税及び事業税	378
法人税等調整額	△20
当期純利益	1,011
非支配株主に帰属する当期純利益	6
親会社株主に帰属する当期純利益	1,005

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,755	896	9,555	△6	12,201
当期変動額					
剰余金の配当			△319		△319
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,005		1,005
自己株式の取得				－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	685	－	685
当期末残高	1,755	896	10,240	△6	12,886

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替調整	換算調整	退職給付に係る 調整累計額		
当期首残高	875	800	△367	1,308	71	13,580
当期変動額						
剰余金の配当						△319
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,005
自己株式の取得						－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	777	33	38	849	5	855
当期変動額合計	777	33	38	849	5	1,540
当期末残高	1,653	833	△329	2,157	77	15,121

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,061</b>
現金及び預金	7,118
受取手形	768
売掛金	9,267
商品及び製品	5,996
原材料及び貯蔵品	1,871
前払費用	161
その他	881
貸倒引当金	△5
<b>固定資産</b>	<b>28,486</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,978</b>
建物	2,491
構築物	4,259
機械及び装置	2,468
車両運搬具	4
工具、器具及び備品	558
土地	2,940
リース資産	1,355
建設仮勘定	1,898
<b>無形固定資産</b>	<b>542</b>
ソフトウェア	163
ソフトウェア仮勘定	48
リース資産	321
その他	9
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,965</b>
投資有価証券	3,451
関係会社株式	120
関係会社出資金	2,309
関係会社長期貸付金	4,949
繰延税金資産	1,019
その他	130
貸倒引当金	△14
<b>資産合計</b>	<b>54,547</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>19,127</b>
支払手形	1,759
買掛金	5,746
短期借入金	2,092
1年内償還予定の社債	300
1年内返済予定の長期借入金	4,057
リース債務	369
未払金	611
未払費用	1,216
未払法人税等	199
賞与引当金	482
その他	2,293
<b>固定負債</b>	<b>21,772</b>
社債	3,200
長期借入金	11,959
リース債務	1,486
退職給付引当金	4,935
長期未払金	131
資産除去債務	59
<b>負債合計</b>	<b>40,899</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>11,996</b>
<b>資本金</b>	<b>1,755</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>896</b>
資本準備金	896
<b>利益剰余金</b>	<b>9,350</b>
利益準備金	372
その他利益剰余金	8,978
配当準備積立金	50
別途積立金	1,484
繰越利益剰余金	7,444
<b>自己株式</b>	<b>△6</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,652</b>
その他有価証券評価差額金	1,652
<b>純資産合計</b>	<b>13,648</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>54,547</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	37,677
売上原価	31,981
売上総利益	5,696
販売費及び一般管理費	4,768
営業利益	927
営業外収益	526
受取利息及び受取配当金	290
為替差益	86
その他	149
営業外費用	275
支払利息	197
手形売却損	35
その他	43
経常利益	1,178
特別利益	105
投資有価証券売却益	37
抱合せ株式消滅差益	68
特別損失	91
固定資産廃棄損	85
投資有価証券評価損	5
税引前当期純利益	1,193
法人税、住民税及び事業税	271
法人税等調整額	△9
当期純利益	930

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	剰余金	剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			剰余金合計		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,755	896	896	372	50	1,484	6,833	8,739	△6	11,385	
当期変動額											
剰余金の配当							△319	△319		△319	
当期純利益							930	930		930	
自己株式の取得									-	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	611	611	-	611	
当期末残高	1,755	896	896	372	50	1,484	7,444	9,350	△6	11,996	

	評価・換算差額等		純資産計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等計	
当期首残高	873	873	12,258
当期変動額			
剰余金の配当			△319
当期純利益			930
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	778	778	778
当期変動額合計	778	778	1,389
当期末残高	1,652	1,652	13,648

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

東邦化学工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 狩野茂行<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田礼子<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦化学工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である東邦化学（上海）有限公司は、中国上海市金山区应急管理局から2021年4月30日付で生産停止命令を受け、生産を停止している。生産再開の時期については現時点で不透明であることから、この生産停止が翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に与える影響を合理的に見積もることは困難である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

東邦化学工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 狩野茂行<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田礼子<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦化学工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求

められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。今後とも、継続してグループ全体での体制強化に組織的に取り組むことが重要であると考えております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

東邦化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 大熊道男 ㊞

常勤監査役  
(社外監査役) 越智英隆 ㊞

社外監査役 山本一郎 ㊞

以上





